



だい 第18集 しゅう

すてきなまちに

びょう もん だい まな
～ハンセン病問題から学ぶ～



2021年度人権作品

きた のしよう ねん ふくなが あや の さくひん
北野小1年 福永 彩乃さんの作品

やすし やすしきょういくいいんかい やすしじんけんけいはつすいしんきょうぎかい
野洲市・野洲市教育委員会・野洲市人権啓発推進協議会

ねんれいわねんがつはつこう
2022年(令和4年)3月発行

はじめに

ハンセン病は、「らい菌」に感染することで起こる感染症ですが、「らい菌」の感染力は弱く、非常に伝染しにくい病気です。仮に感染したとしても発病することは極めてまれで、現在では治療法も確立しているため、万一発病しても、早期に発見し適切な治療を行えば後遺症が残ることもありません。しかし、かつて我が国で採られた施設入所政策により、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病患者・元患者やその家族は、社会からのいわれのない差別や偏見の対象になってきました。今、新型コロナウイルス感染症がもたらす人権侵害が大きな問題となっています。人を排除するのではなく、ウイルスについて正しく理解し偏見や差別をしない行動をすることが大切です。

「第18集」では、ハンセン病問題の歴史を振り返り、偏見や差別について、同じ過ちを繰り返さないためには、何が大切なのか考えていただく内容として編集しました。ぜひ、ご一読いただくとともに、研修などにご活用ください。

2022年(令和4年)3月

もくじ

ハンセン病問題から学ぶ 1 ~ 6
2021年度(令和3年度)人権尊重をめざす人権作品紹介 7 ~ 10

野洲市「人権尊重のまち」宣言

人権とは、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人が生まれながらにしてもっている基本的な権利です。

わたしたちは、「人権の共存」を基本にかかげ、人権を侵さず、侵されず、たがいに助け合い、明るく住みよい地域社会を築きます。

そのために、わたしたち一人ひとりが人権の尊重と擁護について正しい理解と認識を深め、誰もが大切にされ安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い、ここに野洲市を「人権尊重のまち」とすることを宣言します。

平成18年2月25日

野洲市

ハンセン病問題から学ぶ

～差別の歴史を繰り返さないために～

新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害が社会問題となっています。感染症による差別や偏見について考える時、その歴史を振り返ることが大切です。ハンセン病の元患者やその家族の方への差別や偏見は今も根強く残っています。感染症による差別を繰り返さないために、私たちはハンセン病問題から学ぶべきことがあるのではないでしょうか。

現代では感染することも、発病することもほとんどのハンセン病。

治る病気であるにもかかわらず、国の施策によって、その患者は強制的に隔離されてきた歴史があります。

ハンセン病患者・入所者の生命をかけた激しい運動が展開され、1996年(平成8年)に「らい予防法」が廃止されましたが、この病気に対する差別や偏見はなくなっておらず、今も元患者やその家族は苦しんでいます。

このように、「ハンセン病問題」とは「ハンセン病」という病気の問題ではなく、ハンセン病元患者やその家族に対する差別・人権侵害の問題であるということを見誤ってはなりません!!

そして、「ハンセン病問題」を知ることは、まさにこの国の施策によってなされた差別と人権侵害の歴史と、今なお厳然と存在する差別と人権侵害の現実を知ることなのです。

1. ハンセン病について

①ハンセン病とはどんな病気？

ハンセン病は、「らい菌」という細菌に感染して起きる病気で、かつては「らい病」と呼ばれていました。現在は、らい菌を発見したノルウェーの医師の名前を取って「ハンセン病」が正式名称となっています。

この病気にかかると、手足などの神経が麻痺し、汗が出なくなる、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなる、体の一部が変形してしまうといった症状が現れます。治療法がない時代は、障害などの後遺症が残ることもありました。



アルマウエル・ハンセン
(1841~1912)
※国立感染症研究所HPより

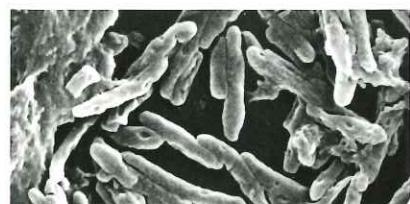
②治療法はあるの？

1943年(昭和18年)、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。日本では、1946年(昭和21年)から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者者が国に働きかけ、1949年(昭和24年)から広く使用されるようになりました。その後、様々な薬が開発され、現在はWHO(世界保健機関)が推奨する飲み薬を組み合わせて服用する治療が行われています。

ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっています。

③他の人に感染するの？

「らい菌」はもともと感染する力が弱く、たとえ感染したとしても、発病する力はとても弱い細菌です。現在の日本の衛生状態や、生活や医療の環境を考えると、感染することや発病することはほとんどありません。



らい菌 電子顕微鏡写真
※国立感染症研究所HPより

ハンセン病療養所(令和2年5月1日現在)

療養所入所総数

全国 14か所 1,094人



滋賀県出身者

1) 施設入所者数

- ・国立療養所 邑久光明園 4人
- ・国立療養所 長島愛生園 2人
- ・国立 駿河療養所 1人
- ・国立療養所 多磨全生園 3人

合計 10人

2) 入所期間・年齢等

- ・平均入所期間 約72年(最長入所者 79年)
- ・平均年齢 約90歳

滋賀県作成 ハンセン病問題啓発リーフレット
「ハンセン病問題を正しく理解してください。」より引用

2. 患者や元患者が受けた苦しみ

①治る病気になってからも隔離されたままに

ハンセン病患者を療養所という名の施設に収容する
隔離政策は、1907年(明治40年)の「癩予防二関スルレ件」

から始まり、1931年(昭和6年)に成立した「癩予防法」

という法律のもとで進められてきました。全国で「無らい県運動」が行われ、患者を見つけて療養所へ送り込み、保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒すると
いう光景は、人々の心にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付けていきました。

特効薬「プロミン」が登場し、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になつて
いましたが、1953年(昭和28年)、患者の反対を押し切って、この法律を引き継ぐ「ら
い予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者の
隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。

つまり、治る病気であり、隔離の必要もなかったハンセ
ン病患者の強制収容は続けられ、療養所に収容されると、
多くの人は一生そこから出ることができませんでした。



患者を収容する様子(昭和15年)
※国立ハンセン病資料館HPより



治療薬「プロミン」の注射
※厚生労働省HPより

む けん うん どう 無らい県運動とは？

ねん しょう わ ねん らい よ ぼう ほう せい りつ ころ かく と どう ふ けん
1931年(昭和6年)に「癩予防法」が成立した頃から、各都道府県は、ハンセ
びょうかん じや ひと り め ざ きそ かん じや りょう よう じょ にゅう しょ
ン病患者が一人もいないことを目指し、競って患者を療養所へと入所させる
む らい けん うん どう おこな うん どう びょう おそ でん せん びょう
「無癩県運動」を行いました。この運動は、ハンセン病が「恐ろしい伝染病」だ
あやま にん しき しゃ かい う
という誤った認識を社会に植えつけました。

②人権がないがしろにされていた療養所での生活

りょう よう じょ かん じや さま ざま ろう どう すい じ せん たく
療養所では、患者たちは様々な労働をしなければなりませんでした。炊事洗濯の
ほか、道路工事のような重労働もこなし、症状の軽い者は症状の重い者の世話をし
て あし かん かく さ ぎょう うちゅう き ゆび
ました。手足に感覚がないために、作業中にけがをしても気づくことができず、指
て あし うしな ひと
や手足を失ってしまう人もいました。

また、ハンセン病は遺伝するという間違った知識や、優れた子孫だけ残そうとい
くに あやま かんが かた かん じや こ も ゆる こ
う国の誤った考え方があったため、患者たちは子どもを持つことが許されず、子
どもを産めないようにする手術を受けさせられました。

3. 語られてこなかった家族の苦しみ

①患者の家族にも向けられた偏見や差別の目

りょう よう じょ にゅう しょ しや おそ
療養所の入所者たちが恐れたように、ハンセン
病への偏見や差別の目は、入所者の家族にも向
かれられてきました。学校や職場で厳しい差別を受け、
い ば しょ なか こん やく は き ひと
居場所をなくし、中には婚約を破棄される人もい
ました。そのため家族は、身内にハンセン病の入
しょ しや かく せ けん め
所者がいることを隠し、世間の目におびえながら
い 生きていかなくてはなりませんでした。

かく り せ い さ く か ぞ く ひ は な あ へ ん け ん さ べ つ こ こ ぶ ん だ ん
隔離政策が家族を引き離し、ふくれ上がった偏見と差別が心までをも分断してい
きました。



かんじや りょう よう じょ は こ れ っ し ゃ
患者を療養所に運ぶ列車
こうせいろうどうじょう
※厚生労働省HPより

②患者・元患者家族に対する新たな補償に関する法律が成立

2001年(平成13年)5月、熊本地方裁判所は、らい予防法下のハンセン病政策について国の責任を認める判決を下しました。これを受け、国は従来のハンセン病対策の誤りを認め、謝罪しました。そして、2008年(平成20年)6月、ハンセン病患者等の福祉の増進、名譽回復等を目的に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)が成立しました。

また、2016年(平成28年)にハンセン病元患者の家族たちは、国に対して謝罪と賠償を求める裁判を起こしました。2019年(令和元年)に国の責任を認める判決が下されると、国はその誤りを認め、この問題を早期に解決するためにこれ以上争わないことを決め、家族たちに謝罪しました。

それでも、自分の家族にハンセン病元患者がいることを周囲に打ち明けることができた人は多くありません。家族の皆さんには、今も偏見や差別を恐れて生きています。

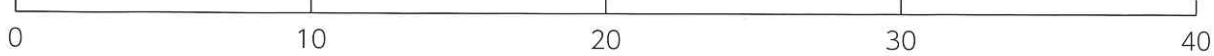


くまもとちさいまえ
熊本地裁前での勝訴発表
※国立ハンセン病資料館HPより

◇内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

「ハンセン病患者・回復者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思われますか？」

- | 人権問題 | 回答数(%) |
|------------------------------------|--------|
| ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと【31.7%】 | 31.7% |
| 差別的な言動をされること【29.0%】 | 29.0% |
| 結婚問題で周囲の反対を受けること【28.2%】 | 28.2% |
| 就職・職場で不利な扱いを受けること【27.0%】 | 27.0% |
| じろじろ見られたり、避けられたりすること【26.3%】 | 26.3% |
| 職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること【24.4%】 | 24.4% |
| 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否されること【12.2%】 | 12.2% |
| 治療や入院を断られること【12.0%】 | 12.0% |
| アパート等への入居を拒否されること【11.5%】 | 11.5% |
| 特にない・わからない【34.1%】 | 34.1% |



4. 差別の歴史を繰り返さないために

野洲市では、第4次野洲市人権施策基本計画において、新型コロナウイルスなど
の感染者やハンセン病患者など、私たちの身のまわりの、少數であったり、社会的
に弱い立場におかれている人々やその家族に対する偏見から、さまざまな差別につ
ながる問題を人権課題としています。課題解決のために、さまざまな機会を捉え、
正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくしていくための啓発などの取組を進め
ています。

ハンセン病問題の歴史について学び、差別の歴史を繰り返さないことが、私たち
に求められているのではないでしょうか。

【あるハンセン病元患者の言葉】

「夢見る故郷の空」

中学校2年生13歳の時、体に発疹が現れ、まもなく校長先生から「きみは学
校へ来なくていいよ」と言われました。そして何がなんだか分からぬうちに、
星塚敬愛園に入所させられ、園に着いたその日に強制的に偽名を名のらされ
ました。はじめて外出許可をもらい故郷の父に会いに帰りましたが、そこに
待っていたのは「もう二度と帰っててくれるな。兄や姉たちにも迷惑がかか
るといけないから」との父のことばでした。父にそう言わせたのは「らい予防
法」があったからです。それは私から家族を、友達をそして故郷を、さらには
教育を奪いました。以来私は帰郷をあきらめ夢の中でしか故郷へは帰れなく
なりました。父が亡くなったのも知らされず、知ったのは亡くなつてから満
6年後のことでした。



ハンセン病問題をテーマにした研修用DVDです。

地区別懇談会などで活用してください。

【ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～】(34分)

参考資料

わたしたちにできること～ハンセン病を知り、偏見や差別をなくそう～ [厚生労働省]
冊子「ハンセン病問題を知る～元患者と家族の思い～」[法務省人権擁護局]